

# 第4回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和5年10月5日（木）午後1時00分から
- 2 総会の場所 南箕輪村民センター 大会議室
- 3 議 事  
議案第1号 農地審議 農業振興地域整備計画の  
変更申請について
- 議案第2号 農地審議 農地法第3条関係  
(所有権移転)について
- 議案第3号 農地審議 農地法第4条関係について
- 議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法  
利用権設定各筆明細について
- 議案第5号 農地審議 農業経営基盤強化促進法  
農地中間管理事業利用権設定  
各筆明細について
- 議案第6号 農地審議 農業経営基盤強化促進法  
農地保有合理化事業について
- 4 協議事項  
①農地利用状況調査（農地パトロール）の確定値について  
②農地利用意向調査について  
③農地利用調整会議について  
④農地あっせん事業について  
⑤農地買受け借受け希望について  
⑥北部3町村農業委員会交流会について  
⑦その他
- 5 その他  
①最適化活動について  
②当面の日程について  
③その他

7 出席農業委員（11名）

堀 敬一	倉田 明彦	征矢 昌博	小林 美晴
唐木 義秋	原 聰美	太田 和也	唐澤 忠
伊藤 良夫	城田 忠志	唐澤 喜廣	

8 欠席農業委員

--	--	--	--

9 議事録署名委員

原 聰美	太田 和也
------	-------

10 出席農地利用最適化推進委員

酒井 文代	菅家 美果	酒井 明	唐澤 英樹
-------	-------	------	-------

11 出席事務局職員

事務局長	有賀 正浩	事務局次長	東澤 規江
事務局	清水 栄子	農政係長	鈴木 達也

	開会
伊藤会長代理	本日の出席状況でございますが、農業委員、農地利用最適化推進委員、全員が出席されております。会議規則第6条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。 ただ今から第4回農業委員会の総会を開会いたします。
唐澤会長	会長挨拶
事務局長	会議規則第4条の規定により、以降、唐澤会長に議長となつていただき進行願います。
議長	議事録署名委員を指名します。 本総会の議事録署名は、原聰美委員と太田和也委員を指名します。
	<b>1 報告事項</b>
事務局	①農地法第3条の3の規定による届出について報告 3件 42筆
議長	報告事項①、番号5-24と番号5-26は親子間。番号5-25は夫婦間で、3件ともに相続の届出ということになっております。こちらは届出でございますので、番号5-24から番号5-26までを受理としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	では、報告事項①農地法第3条の3の規定による届出について、番号5-24から番号5-26を受理と致します。 報告事項は以上となります。
	<b>2 議事</b>
議長	議案第1号 農地審議 農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。
事務局	朗読 上程 2件 2筆
議長	除外1については私の担当地域となりますので、補足説明をさせていただきます。申請者は村内 [REDACTED] に居住とあります、[REDACTED] であります。今後も [REDACTED] 居住を希望されていて、[REDACTED] [REDACTED]、地区内の土地を探しておられたようです。また、事務局からの27号計画概要の説明の中で、許可できるものは農家住宅であるとなっておりますが、南箕輪村では一般住宅に対しても27号計画に当てはめて対応しております。住宅を建てることで農村への定着が進み、人口が増えるこ

	とにより、農業の発展へも期待ができるということで、一般住宅も広い意味で農家住宅と判断して許可をしておりますことをご理解いただきたいと思います。尚、当該農地の北東側に住宅があることも、先ほどの現地確認で見ていただきましたが、この住宅があることにより、集落接続ができるという判断ができるかと思います。この除外1の案件につきまして、ご質問等ございましたらお願ひ致します。
唐木義秋委員	登記面積1,304m <sup>2</sup> となっていますが、除外面積は577m <sup>2</sup> とあり、その整合性をお尋ねします。
事務局	面積についてですが、1,304m <sup>2</sup> というのは分筆する前の面積であります。農業振興地域の除外は分筆しなくても申請が可能ということで、この面積を記載してありますが、今回の審議については577m <sup>2</sup> ということありますので、この点は訂正させていただきたいと思います。
唐木義秋委員	はい。ありがとうございました。
議長	他に、ご意見・ご質問ございますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	なければ、この除外1の案件は除外やむなしとしてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	それでは、議案第1号 除外1の案件につきましては、除外やむなしと致します。
議長	続いて、除外2につきまして、酒井明委員から補足説明をお願いします。
酒井明委員	除外2の土地であります、近隣に工場があり、またすぐ北側は既に住宅地となっておりまして、それらのことを含めても除外は適当ではないかと思っています。
議長	ありがとうございました。この土地は3種農地であります、周囲の農振除外も進んでおります。私も除外は適当ではないかと思いますが、皆さんからのご意見等ございましたら、お願ひ致します。
委員一同	(特になし)
議長	この案件、除外やむなしとしてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	それでは、議案第1号 除外2の案件を除外やむなしと致します。
議長	続いて、議案第2号に移ります。
	議案第2号 農地審議 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題と致します。
事務局	朗読 上程 1件 2筆
議長	では、担当地区の倉田明彦委員、補足説明がありましたらお願ひ致します。
倉田明彦委員	親子間の贈与ということですが、[REDACTED] 経営移譲をし、今後も営農を続けていきたいということあります。久保の堀敬一委員とも

	現地を確認いたしましたが、2筆ともに管理状態は良好で水稻を作付けしております。畔についても綺麗に草刈りがされていて、状態は非常に整っていると感じました。問題はないかと思いますので、申請を進めていきたいという考えです。
議長	親子間の相続、経営移譲ということありますが、ご質問等ございましたらお願い致します。
委員一同	(特になし)
議長	質問等ないようでしたら、この案件を可としたいと思いますがよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	それでは、議案第2号 番号5-7を可と致します。
議長	続きまして、議案第3号に移ります。議案第3号 農地審議 農地法第4条関係についてを議題と致します。
事務局	朗読 上程 1件 1筆
議長	はい。では、担当地区の堀敬一委員から、補足説明がありましたらお願い致します。
堀敬一委員	こちらの土地・物件についてですが、事務局、倉田委員とともに現地を確認しました。特に問題はなく、適当と感じましたので、宜しくお願い致します。
議長	委員の皆さんからご質問等ございましたらお願い致します。
唐木義秋委員	個人的な興味ではありますが、28 m <sup>2</sup> の中に4棟の倉庫を建てるというのは、どんな意図があるのでしょうか。
事務局	28 m <sup>2</sup> は建物の面積となりまして、土地の面積は357 m <sup>2</sup> となります。6畳ほどの物置2棟、スチール製の一般的な物置が2棟です。その他の敷地は■■■■■駐車場として使用している形です。
堀敬一委員	今回の申請の経緯ですが、自宅を平成8年に建築した後、物置は平成10年に建てたということです。この自宅北側の土地が農地であるということの認識が薄く、考えなく物置を建ててしまったようです。先の話ではあるようですが、将来的には土地を売却したい意向があり、不動産業者に相談したところ、転用申請や建築確認を経ていない問題のある構造物である可能性を指摘され、今回、村の方へ連絡があったようです。
事務局	補足させていただきますと、ご本人も大変反省をされており、実際に建物が建ってしまっていますので、これから正式に転用許可を取っていきたいと話されています。事務局としては、転用自体に問題はないと考え、すべて農地に戻すよりは正式な申請をしていただき、追認許可という形が望ましいのではないかということで指導させていただきました。
議長	少々複雑ですが、要は違法建築だったということですか。

事務局	無断転用ということになるかと思います。
議長	そして、この土地を売却する形でしょうか。
事務局	実際に誰かに売るということが決まっている訳ではなく、後々は処分したいということで不動産会社に相談をされたようです。別の方への売買が決まっているということであれば、5条転用ということも考えましたが、今回は現状の問題を解消する方向でお話しさせていただきました。
議長	4条の転用で、地目は雑種地になるのでしょうか。宅地ではありませんね。課税に関しては、既に宅地課税がされていたようです。税務の方で現況確認し、税務調査の中で宅地課税としています。一部を切り取っての課税かもしれません、宅地並みの税金を支払っているとご本人はおっしゃっていました。
事務局	
議長	複雑な経緯があり、変則的ではありますが、他にご意見ございますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	ご本人も反省されているということですので、転用申請をして正常な状態に戻すということです。よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	では、議案第3号 農地法第4条関係について、番号5-7の案件についてを、可と致します。
議長	続きまして、議案第4号となります。
事務局	議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議案と致します。
朗読 上程	
事務局	34件 64筆
議長	新規が3件、更新の契約が31件となっているようですが、この中で質問等ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	それでは、議案第4号の34件を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	はい。では、議案第4号 番号5-56から番号5-89、34件全てを可と致します。
議長	続いて、議案第5号に移ります。
事務局	議案第5号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業利用権設定各筆明細についてを議題と致します。
朗読 上程	
事務局	1件 1筆

議長	はい。ありがとうございました。本議案については、農業委員会等に関する法律 第31条に規定する議事参与の制限により、城田委員は審議に参加できませんので宜しくお願ひ致します。では、皆さんからご質問等ございますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	城田委員が耕作していただけるということですので、許可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	それでは、議案第5号 番号5-90について、可と致します。
議長	次に、議案第6号に移ります。
	議案第6号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題とします。
事務局	朗読 上程 4件 8筆
議長	はい。ありがとうございました。番号5-91の案件につきまして、唐澤忠委員から、補足説明がございましたらお願ひします。
唐澤忠委員	はい。この3筆に関しましては、従来より耕作していた農地になりますので問題はないかと思います。ただ一点、3枚続きの田圃の一番南西側になりますが、小さな林と隣接しているために日陰となってしまい、稲の生育の支障が出てしまうということでした。できれば、地権者に対して木の伐採をお願いしたいとの話が、購入者からありました。日照権については農地は対象外になるとの話もあり、実際はどうなのか、過去に同様の案件で地権者へ要望したことがあるのかどうか、その点をお聞きできればと思います。
事務局	事務局でも現地を確認したところ、確かに木が圃場に覆いかぶさるようになっていて、冬には枝葉が落ちてしまつて処置に困るということでした。住民環境課の担当に話を聞いところ、農地に限らず、幹や枝が道路の上に掛かってしまうような場合などには、伐採を依頼する通知を出す事務をしているということでした。今回、その通知を、前回のあっせんのすぐ後に出してもらいました。また、他に同様の事例があったかどうかについてですが、1件、隣接した宅地の庭木が稲の影になつてしまつという苦情を受けたことがありました。その件では、当事者同士で話し合っていただき、庭木を切っていただいている。
唐澤忠委員	ありがとうございました。わかりました。
議長	では、番号5-91の案件について、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	続いて、番号5-92の案件について、酒井文代委員、補足説明ありますでしょうか。

酒井文代委員	特にありません。
議 長	はい。では、番号 5-92 について、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	番号 5-93、番号 5-94 については、私の関係ですが、補足説明はございません。番号 5-93、5-94 についても可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。ありがとうございました。議案第 6 号については、番号 5-91 から番号 5-94 までの 4 件全てを可と致します。
	議事は以上になります。
3 協議事項	
事 務 局	<p>①農地利用状況調査（農地パトロール）の確定値について（別添資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の「農地パトロール」について、昨年、例年との比較や傾向を示しながら、最終的な状況と確定値を報告。</li> </ul>
議 長	私ども農業委員会としては、遊休農地を発生させない、遊休農地を解消するという大きな目標がありますが、纏めていただいた資料を見ると「要注意」という区分、この 58 筆 50,841 m <sup>2</sup> については、想像するに、限りなく遊休農地に近いのではないかと感じています。この 58 筆についても同じように留意していただき、声掛けを行うなど、適正な農地へ移行できるようにしていただきたいと思います。塩ノ井・中込地区は遊休農地がゼロ、田畠の遊休農地解消が 5,619 m <sup>2</sup> など、素晴らしい成果だと思います。農業委員の行動だけではありませんが、こんな数字にも結果が表れてきますので、日頃の活動に励んでいただくようお願い致します。
事 務 局	<p>②農地利用意向調査について</p> <p>農地パトロールで確定した遊休農地について、今後の土地利用に関する意向を確認する「農地利用意向調査」について、実施要領を案内。調査の趣旨や各農業委員の役割、各戸への訪問や資料配布など、それぞれの担当業務について説明。10月 22 日（日）の農地相談会への参加を促すため、早めの訪問を依頼。また、管理の難しい農地について、補助事業などもあることを説明し、土地所有者への案内を依頼。</p>
議 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補足説明をする。</li> <li>・特に委員からの質問はなく、事務局の案内通り進めていくことで了承。</li> </ul>
事 務 局	<p>③農地利用調整会議について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回、9月の農業委員会総会にて 11 月 30 日（木）の開催が決定した「農地利用調整会議」について、参加対象者や会議内容の詳細など、事務局作成の実施案を提示し、協議を依頼。</li> </ul>
議 長	・補足説明をする

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員からの意見は特になく、概ね事務局案通りに実施計画を進めることで了承。</li> <li>・改めて不明点など出てきた場合は、次回、11月の総会での確認・質問を呼びかけ。</li> </ul> <p>④農地あっせん事業について 3件 5筆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん選定調書について説明をする（会議資料P18～26）</li> <li>・補足説明をする。</li> </ul> <p>3件を併せて、皆さんから質問・ご意見ございますか。</p>
事務局議長	
唐木義秋委員	<p>神子柴の農地のあっせんについてですが、[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]へのあっせんとなっています。神子柴地区の農業者で、この農地を取得したいという方はいらっしゃらなかつたのでしょうか。以前にも申し上げましたが、良い農地であれば、できれば南箕輪村内の方に耕作していただく、地区内で継承していってもらうということが一番良いのではないですか。</p>
太田和也委員	<p>[REDACTED]現在、この農地で大豆を栽培されておりまして、この農地の上側を含めて6枚ほどを続けて耕作しています。所有者[REDACTED]は既に村内に居住しておらず、昔から[REDACTED]農地を貸しているという経緯があります。[REDACTED]とは、私が農業委員になる前からお話をさせていただいているが、非常に熱心に農業に取り組んでおられます。一部、畔草刈りの件で手の行き届かない部分がありましたけれど、その件について話をしたところ、翌月にはすぐに畔草についても解消してくれました。今回については、耕作の継続という観点からも適當ではないかと感じています。</p>
唐木義秋委員	<p>[REDACTED]へのあっせんについて、経緯はその通りだと思いますが、耕作者を決める、農地を取得する際の全体的な進め方、基本的な姿勢については明確にしておく必要があるというのが、私の希望です。</p>
事務局	<p>[REDACTED]に関して申し上げますと、人・農地プランの中心経営体に位置付けられています。[REDACTED]ではありますが、南箕輪村の営農という部分では、中心を担う農業者となっています。</p>
太田和也委員	<p>つい最近であります、農業を辞めたいという方がおりまして、私の方でもいろいろな方に声掛けしてみたのですが、中々、自分が引き受けますという方が見つけられずにいました。その際に、その方の娘婿が農業を手伝うという話になり、村内でも新しい担い手ができつつあることを感じました。唐木委員のおっしゃる通り、南箕輪村内の農業者が見つかれば一番良いと思っていますので、色々な人と話をしながら、そのような声掛けはていきたいと思います。</p>
議長	<p>唐木委員の発言の通り、村内の土地は村内の住民が耕作し、取得することが理想ではありますが、これから目標地図の作成を進めていきますと、こ</p>

	<p>の先、この土地を誰が耕作するのかという時に、どうしても村内の農業者だけでは手が足りないということも出てくるかと思います。その節はよろしくお願ひをしたいと、そんな風にも思っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他に委員からの意見はなく、2件ともに可として、あっせん事業を進めていくこととする。</li> </ul>
事務局 議長	<p>⑤農地買受け借受け希望について（別添資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに申し出のあった希望者について、事務局作成のリストを示し、詳細について説明。</li> <li>・補足説明をする</li> <li>・リストについては、前回までのものではなく最新のものを利用していくだくよう案内。</li> </ul>
事務局 議長	<p>⑥北部3町村農業委員会交流会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施日を10月24日（火）午後3時からとしている、辰野町、箕輪町、南箕輪村の上伊那北部3町村による「農業委員会交流会」について、改めて詳細を案内。また、各委員の当日の出欠を確認。</li> <li>・補足説明をする。</li> <li>・各委員の前向きな参加、当日のグループワークでの積極的な発言を依頼。</li> </ul>
事務局 議長	<p>4 その他</p> <p>①最適化活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農地の見守り活動」に特化した記録用紙の配布</li> <li>・最適化活動の日々の記載について、農業会議から提案のあった「農地の見回り活動」に特化した専用の記録用紙を提示し、配布。記入方法などを説明し、活用を依頼。</li> <li>・補足説明をする。</li> </ul>
事務局 議長	<p>②当面の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の日程について説明。</li> <li>・補足説明をする。</li> <li>・各自での十分な日程確認を依頼。</li> </ul>
事務局 議長	<p>③全国農業新聞普及活動グッズの配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員購読の「全国農業新聞」について、有意義な記事のスクラップなど、活用方法を案内。</li> <li>・補足説明をする。</li> </ul>
議長	以上で議長の職を解かせていただきます。

閉会

伊藤会長代理

以上を持ちまして、第4回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。

(午後4時10分 終了)

以上、第4回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和5年10月31日

議長

唐澤喜廣

議事録署名委員

大田和也

議事録署名委員

原聰美

